

滋賀県観光事業審議会開催のお知らせ

滋賀県附属機関設置条例に基づき、観光事業に関する重要事項について審議するため、下記のとおり滋賀県観光事業審議会を開催します。

傍聴を希望される方は、下記の手続にしたがって傍聴をすることができます。

- 日 時 平成29年7月31日（月）10：30～12：00
- 場 所 滋賀県庁本館4階 4-A会議室
（滋賀県大津市京町4丁目1-1）
- 議 題
 1. 平成28年度滋賀県「観光交流」振興指針アクションプラン対象事業の評価について
 2. 政策課題協議等に向けた観光施策の構築について
 3. 今後のスケジュールについて
 4. その他
- 傍聴者の定員 5名
- 傍聴の手続 傍聴を希望される方は、上記の開催時刻までに、直接会場へお越しください。受付開始時刻は、当日10時10分からです。会場で受付をしますので、住所と氏名のご記入をお願いします。傍聴希望者が定員を超えた場合は、先着順となります。
- 議事録の公開 会議の開催結果については、開催後30日以内に県庁県民情報室に議事録概要を備え付け、公開する予定です。また、県のホームページにも掲載する予定です。
- 問い合わせ先 滋賀県商工観光労働部 観光交流局 観光政策室
電話 077-528-3740
FAX 077-521-5030